

# 近世伊勢神宮神主の人事制度について

はじめに

塚本 明

本稿の課題は、近世伊勢神宮の神主の任免及び勤務の実態と、その評価制度の変遷を明らかにすることである。

神主の基本的な属性は神社組織に属する宗教者であるが、近世社会においては多くの場合、その経済基盤は「信者」たちに支えられている。伊勢神宮では、全国規模の信仰圏と私幣禁断の制に規定され、神主（御師）と信者（道者）との関係が特に密であつた。

だが同時に伊勢神宮は、中世段階に比すれば大きく減少したとは言え、数千石の石高を有する領主でもあつた。神宮の経済において、神主との雇用関係はいかなるものであつたのだろうか。神主側から見れば、経済的な面において神宮と信者（道者）とどのような比重で関わりを有していたのか。伊勢神宮の神主に関しては、これまで神宮内部の儀礼や、伊勢参宮文化のなかで御師が果たした役割に関する研究は、一定の蓄積を見ている。だが、参宮客を接待する御師と神宮に奉仕する神主とは同一人格の両面であり、それらを合わせてとらえることが求められよう。

近世社会の神主についての研究は、主に朝幕関係史のなかで朝廷・公家による組織化という観点から進められてきた。伊勢神宮でも、重

要な儀式については京都在住の公家・藤波氏を祭主として仰ぎ、神主の任免には朝廷の勅許を要した。だが、それは神主総員に対してではなく、参宮道者をもてなす御師のなかには、朝廷あるいは神宮との任免関係を持たない者も少なからず居た。また江戸時代の伊勢神宮は、門前町の宇治・山田及び周辺村落を含め、幕府遠国奉行の山田奉行による行政的支配を受けていた。最大の儀式たる遷宮も、幕府、山田奉行の支援なしには行えなかつた。山田奉行が神宮の神主をどのように統制し、任免に容喙したのかも検討しなければならない。

ここでは、神宮世界の中核となる神主に「就職」する際の制度的な手続きと実態、江戸時代中期以降に朝廷（祭主）及び幕府（山田奉行）の双方から強化される「勤務評定」に注目し、近世伊勢神宮神主の人事制度を考えるひとつの手掛かりとしたい。

神宮神主の序列は家格と職、位階が複合的に結び付き、複雑な様相を呈するが、以下の行論に必要な限りで簡単に見ておこう。内宮・外宮ともに十人の神主が中核組織を作り、その頂点が一祢宜で、以下二祢宜、三祢宜と順を追い、第十位は十祢宜と称される。なお、以下の叙述において、この十人の神主組織を指す際には「十祢宜」と括弧付けて表記し、十番目の祢宜と区別する。一祢宜以下の神主は、史料文言では一神主、二神主……とも表記される。一祢宜が「長官」として神宮を代表するが、政所大夫、家司大夫や代官らからなる長官家の家政機関が、文書行政や対外的な交渉などの実務を執行する。これに附属して、物忌、内人、宮奉行（宮年寄、宮目付）などと呼ばれる神主が居た。

「十祢宜」に準じ、その地位に就き得る家格を持つ神主を神宮家、

あるいは「重代權任」などと呼んでいる。以上の「神宮附屬」と表現される神主に対して、「地下」と称される神主は、基本的に宇治・山田の住民として三方会合・宇治会合の管轄となる。家格としては、宇治・山田の住民組織機構の中核を担う三方会合家と宇治年寄家、個別の町の役人に就く町年寄家、そして一般の御師である平師職家がある。

なお、いわゆる「御師」とは、家格とは無関係に、檀那場を持つ神主を参宮客との関係において表現する語である。ゆえに中下層の神主だけではなく、「十祢宜」も御師としての属性を持ち得る。御師の数は時期により違いがあるが、山田の町に四百軒ほど、宇治に二百軒ほどのががあり、各家に数十人の従者が居た。これら従者は、殿原・仲間と称される者たちである。

本稿では以下、史料の残存状況から基本的に内宮の神主たちについて、特に「十祢宜」を中心とする任免、職務状況を中心に検討する。

## 1、幕府が認識する神主像

### 1、神宮「十祢宜」の役務と任免

まず最初に、幕府・山田奉行側は伊勢神宮の神主をどのように認識していたのかを見ておきたい。元禄一五（一七〇二）年九月二八日、内宮で序列が第七番目の神主（七祢宜）たる守夏は、例の如く小林村にある山田奉行所へ参上したところ、奉行の家臣の堀内藏助から、ほとんど説教めいた申し渡しを受ける。内宮長官機構の公務日誌（1）

より、該当する部分を引用してみよう。

#### 一、廿八日、守夏小林御屋敷江参上（中略）

七神主色々御挨拶申上候、扱又被仰候ハ、神宮之義ハ神事祭礼儀專ニ仕、古法を相守御宮弥御静謐ニ衛護仕候事御公儀江之御奉公不過之存候、何れ茂学問を相勤被申候事尤ニ存候、將又伊勢之儀ハ諸国々目當ニ仕諸事深秘之義可有之存手本ニ仕候処ニ候ヘハ、神職之方々学文無之候而ハ不叶義ニ存候間、何れ茂情を出シ被申候事尤ニ存候、先年御条目杯ニも神祇道を不学候ハゝ神職を取放可申旨被為仰渡候事ニ候間、大切成義ニ有之候と被仰候、七神主申上候ハ、意之通御尤ニ奉存候、然共何れ茂神宮家ハ不如意ニ御座候故、家業ニ取紛左様之義もおろそかに罷成候、何れ茂心懸ハ御座候へとも段々不沙汰ニ打過申候と申上候、内蔵助様被仰候ハ、学文之障と申而外ニハ無之物ニ候、心掛さヘ有之候ヘハ相務申事ニ候、長官カ何れ茂神主中江入念を被申談候ハゝ何れ茂同心可有之事ニ候間、何れ茂被申合学文相勤候様ニ被致可然事ニ存候、扱又長官を始正員神主中之儀ハ神宮之儀を能存被申、神道之御事を大切ニ仕候カ外之儀ハ無之存候、公用勤杯不調法成分ハ不苦事ニ候、役所へ被參候事杯も正員之分ハ有之間敷事之様ニ存候と段々入御念被仰聞候、七神主答候ハ、御懇意ニ被仰聞難有奉存候、委細長官神主中江可申聞候与申上罷帰候、将又内蔵助様神主中之行跡学文之義共一人宛之様子御尋被成候、七神主取繕ひ御挨拶申上、諸事首尾能相勤罷帰候

れている。神宮は「神事祭礼」を専らとし、神主は「古法」に則り神宮を守護するのが公儀への奉公であり、そのためにも「学問」を修めることが肝心である。とりわけ伊勢神宮は諸国から目標とされる立場で、「諸事深秘之義」が「手本」にされるゆえに、神主は精を出して学問を積まねば務まらない。「先年御条目」には、神祇道を学ばない神主は召し放たれる旨が申し渡されたはずだ、と。

この「先年御条目」とは、寛文五（一六六五）年七月に幕府から出された「諸社祢宜神主法度」（2）のことを指す。神主は学問が第一だという主張自体に、特段奇異な感はない。だがこれを聞いた七祢宜の守夏は、尤もなことだと言いつつも、神宮家の神主はその心掛けはあるのだが「不如意」のために家業に取り紛れて学問が疎かになつてゐる、などと弁解を申し立てる。内蔵助はこれを許さず、神主にとつて学問を除けば大事なことなど何もなく、心掛けさえあれば務まるはずだとし、さらに長官以下の「正員神主」（「十祢宜」）は神道を学ぶ以外に大切なことはなく、そのためには奉行所への公用勤めを疎かにしても構わない、とまで言つて畳み掛ける。七祢宜守夏は「御懇意」を謝し、委細は長官・神主中に伝えると返事をするしかなかつた。内蔵助はなおも、神主一人ずつの行跡や学問の様子について問い合わせほどであった。

山田奉行所側のかくも執拗な尋問は何故であつただろうか。この翌日に内宮長官は、公儀の仰せとして、学問に専念すべしとの廻文を神主たちに出す。七祢宜守夏は、この間に奉行所側が「神宮中行跡悪敷由」を聞き及んでいるからであろう、と事情説明を加えている。

神主の勉励を強硬に求めた山田奉行の家臣に対し、七祢宜が返答に

言いよどみ弁解に追われたのは、神主の本来あるべき姿とは違う「行跡悪敷」という実態があつたからに相違ない。この時の様相は不明だが、神主たちの風紀はその後も再三問題とされており、寛政二（一七九〇）年九月には、次のような箇条を含む申し渡しが山田奉行から出されている。

一、神宮ハ勿論師職共常々神道專一之儀ハ勿論之事ニ候、殊更安全之御祈祷并諸家之祈祷相勤候事不輕儀ニ候得者、抽丹誠相務可申事ニ候、然所心得違之族茂間々有之、祈祷之料物ニ応じ祓相納メ候ハ、事済候様ニ相心得、神慮をも不恐其職ニ者實意不用、遊戲ニのみ心を寄、或ハ茶事蹴鞠生花俳諧囲碁之会席と唱へ酒宴を專とし、跡ニテハ博奕同然之遊びも専有之よし相聞ヘ、不埒之至ニ候、都而師職之身分ハ旦所并參宮之神徳を以相立居候得者、常々檀家安全を祈神敬第一ニ心を尽し可申処、日々遊興之道に心を寄候ゆヘ、おのづから家業の儀等閑ニ相成候間、家職第一ニ心をかけ可申候、左候ヘハ僕約之元付ニも相成可申候（3）

ここでも神主は「常々神道專一」であるとの原則が冒頭に掲げられ、祈祷に丹誠を抽くべき」とも求められている。しかしながら実際には心得違いの神主が間々居り、金銭目当てで祈祷を済ませて後は遊興に心を寄せ、「茶事、蹴鞠、生花、俳諧、囲碁」の会席と唱えては酒宴を催し、あまつさえ博奕同然の行為すらあることを難じてゐる。

後段に檀家が參宮することで身分が成り立つてゐると指摘するようには、これは主に參宮客を相手とする「御師」を対象としたものではある。だが、元禄年間に山田奉行の家臣から学問への覺悟を問い合わせられ

た長官以下「十祢宜」らの「悪敷」所行も、これに類するものであつただろう。

寛政五（一七九三）年一二月一六日には、後述する神主の勤務評定に關し山田奉行所からの政策が加えられるなかで、次のような問い合わせがあつた。

一、神主江権官迄進ミ又者長官江神主迄進ミ候ものハ、学文身持等宜ものを撰追々進ミ可申筋ニ可有之哉、右者当所旧記等ニ相見不申候哉、旧記相調可申出事

この「神主」とは、「権官」から昇任し「長官」まで進むとある点から、「十祢宜」を指すことは間違いない。山田奉行所は、こうした中核を占める神主の昇進は「学文身持」が宜しい者、すなわち能力主義で選んでいるのかと問い合わせた。これに対する返答は確認できていない。だが、実態はそれとは全く相反するものであつた。

## 2、「十祢宜」就職争い

寛文八（一六六八）年一一月二五日の早朝、内宮で四番目の序列である氏勝が卒去した。それに伴い五祢宜以下の神主がそれぞれ一つずつ昇進し、十祢宜が欠員となる。その後任をめぐり、二祢宜経晨の息・経晃と、先に二祢宜であった守隆（寛文元年六月に死去）の息・守相の二人が名乗りをあげ、朝廷へ叙任を申請する款状の提出を巡り競うこととなる。最終的に守相が十祢宜に就くのであるが、款状を持つ飛脚が氏勝の死亡時刻よりも早く伊勢を出発したとして、経晃側から

朝廷に異議が届けられた。祭主を通して朝廷から指示があり、内宮長官機構で審議されることになった。

経晃の当初の異議立ては記録に残つてはいないが、要は守相の款状は一一月二五日卯の刻限一これは氏勝が死去した寅刻の一刻後となる一を記すものの、実際には死去前の丑刻に款状を持つ飛脚が伊勢を発足した、という内容であつた。過去には款状の刻限の間違いを理由に一番、二番の者が刎ねられ、三番目に届いた款状が採用されたことがあつたと主張しても居る。

疑惑を掛けられた守相側の反駁を見てみよう。病中の四祢宜・氏勝の容体が悪化し、あと数日の命などの情報を聞き、「我等も内々祢宜職望」を持っていた守相は、確かな人物一人を選び、氏勝の病状がいよいよ危機に陥つたならば知らせるようにと頼んだ。そうしたところ一月二十五日の「夜鳥過」に、頼んでいた一人が氏勝の危篤を伝えて来たため、守相方では款状奏上の準備に入り、同時に他からの飛脚の動きを警戒し、道筋のあちこちに見張り番を配置する。経晃と競うことになりそだとの情報は、既に把握していた。そこへ経晃方に出入している理兵衛と清兵衛という者が用ありげに通り掛かり、古市の者を飛脚に雇い、款状を古市へ持参した様子でもある（確かな証拠があるとも主張する）。そういううちに氏勝が死去したとの報せが届き、守相は直ちに飛脚を出発させた。その後、内宮の惣門番所に尋ねたところ、経晃に出入している一人が慌ただしく駆け通つたとの話である。

とまれ、守相と経晃の二人から、それぞれの款状を持つた飛脚が京都へ向かつた。守相側の飛脚が先着したことで守相が念願を果たすの

だが、彼の答弁書から飛脚の競う様相を見てみよう。

一、款状之飛脚京より帰候而申候ハ、上りニハ道中ニ而經晃飛脚と三度互ニ追のけ追負候處ニ、經晃之飛脚やはせを舟に乗候へハ落風仕、舟遅り候、我々ハ陸をかけ上り一番ニ款状指上ケ申候由、申候御事

参宮街道を北上した飛脚は、恐らく津から関に向かい、東海道に入り鈴鹿峠を越えて行つたのである。その間、双方の飛脚は抜きつ抜かれつを三度繰り返した。琵琶湖に面する草津の矢橋まで来たところで、經晃の飛脚は船に乗り京都を目指す。ところが風が悪く、引き続ぎ陸路を駆けた守相の飛脚に遅れを取ることとなつた。守相はこのよう述べた上で、經晃が非難するような氏勝死去前の飛脚出立を否定する。万一氏勝が回復して生き延びたならば申し分が立たなくなる行為ができるはずがなく、氏勝の死去をとくと確認した上で飛脚を出した、としている。

だが經晃側は納得しない。氏勝の容体を窺つていた配下の清兵衛は、守相の飛脚は氏勝の死が判明する前に出発したことを見、經晃の下へ「何とて油断被成候哉」と出立を急き立てた。だが經晃は氏勝の死を確認せずに飛脚は出せないとし、款状にも死を知らされた時刻である寅刻を記して提出した。多気郡の神宮直轄領の斎宮村は参宮街道に面しているが、そこに住む百姓八兵衛からは、守相の飛脚は当日未明に通つたのに対して經晃の飛脚は夜明け後であり、その間には二、三里の隔たりがあつた、との情報も伝えられた。

この論争は結局「虚実不分明」、神宮側では判断が付かないとして、祭主に対して「祢宜職之儀何方へも被仰付候様」と事実上丸投げする。

その後の経緯は不明ながら、一二月二六日に当初款状を受理された守相が、そのまま正式に十祢宜職に就くことになった。なお、十三年後の天和元（一六八一）年に經晃も十祢宜となり（この段階で守相は八祢宜に昇る）、宝永元（一七〇四）年には守相は長官に就いた。彼は享保三（一七一八）年に死去するが、その後には經晃が長官となつてゐる。

双方が争つた事実関係、特に飛脚の出発し、駆けた真相がどうだつたのかは分からぬ。だがはつきりしていることは、欠員となつた十祢宜の後任を決める基準は、京都の朝廷、祭主の下へ款状を最初に届けた者だ、という点である。要是早い者勝ちであり、だからこそ死を確認するタイミングを見計らつて、急ぎ款状を持った飛脚を派遣したのであつた。ただし死去以前の出立はフライングとして失格となるのであり、それゆえに危篤状態の報を得て怠りなく準備を進め、番人を付けてその時を待つたのである。そこには、「十祢宜」を務める神主の死を悼み、慎む意識とはほど遠い実態と感覚があつた。

幕府・山田奉行所は、神宮神主に対し、公儀への奉公として学問の研鑽を求め、人格識見に優れた者が昇進するべきだとの眞つ当な見解を持つていた。だが実際には、「十祢宜」に欠員が出た場合の後任人事は、「十祢宜」になり得る家格、「重代權任」たることが前提ではあるものの、そのなかでは伊勢から京都へ款状を運ぶ飛脚の先着順なのであり、能力主義とは無縁であつた。また、一旦十祢宜に列すると特別な事情がない限り終身雇用であり、死去しない限りは欠員は出ない。そして欠員が出る度ごとに、その次席の者が順繰りに昇進していく。十人のなかの序列は決して入れ替わることがなく、長生きさえすれば

いつかは一祢宜＝長官にまで上り詰めることができる人事システムなのであった。

### 3、「十祢宜」の欠員と任料

守相と経晃のように、「十祢宜」になるべく奔走する神主の姿からは、十祢宜就職に伴う経済的得分の存在を推測させる。ただ、こうした争いは江戸時代中に始終発生していた訳ではなさそうで、欠員があるにも関わらず、手を擧げる者がいないという事態もあった。ここでは、「十祢宜」就任に伴う経済的な損得勘定を見てみたい。

天明元（一七八一）年八月の段階で、内宮長官以下の神主機構は八人しか居なかつた。この年の三月二二日に「十祢宜」の守侑が、六月二七日には一祢宜長官の守浮が相次いで死去し、後任を補充できずに二人の欠員が生じていた（4）。これは寛永年間以降、例のこととして、神宮伝奏が祭主機構を通して事情を問うて来る事態となつた。内宮一祢宜は、「十祢宜」に就くべき資格（家格）と就職の望みを持つ者も、近年は困窮して「役料并新任之用脚」が調わないために申請がなされないので、と返答している。朝廷に奏請して「十祢宜」となるには、家格と競争相手を押しのけて款状を届ける速さだけではなく、一定の金錢を支出せねばならなかつたのである。

どれほどの額が必要だったのだろうか。同年の九月八日には、前記二人の死去に伴い一祢宜に昇進していた氏彦も死去して、ついに欠員は三人となつてしまふのだが、その際に祭主との間で、申請の障害と

なる「任料」について触れた文書がある。それによれば、朝廷機構の弁官に米五石、壬生官務に対し八石五斗、神宮伝奏と祭主に対しては各二十五石、合計六十三石五斗を「任料」として出す定めであった。石高で表記されるものの、現米ではなく一石一両の金納ないし六十三匁替えの銀納であったようだ。これに加えて「近例仕来候御礼物」として「羽二重一疋二付金武百疋宛之積」で差し上げるべきことも定められている。金二百疋とは二分、半両を指すと思われるが、この礼物がどこへどれだけ（何名分）納められたのかは分からぬ。

とまれ、この任料の高さが欠員の生じる最大の原因として対応を迫られた内宮長官らは、祭主側に対し、奏請時に一括納入するのではなく年賦払いにできないかと打診する。当初は全額を五か年賦で十二石七斗ずつと提案するが、祭主の家臣からの返答は、弁官と壬生官務に納める十三石五斗分は初年度に残らず納めるべしとし、その代わりに伝奏と祭主への五十石は翌年からの五か年賦を認めた。なお、礼物は初年度に納めるべしとしている。

内宮長官機構ではもうひとつ、分割納入に加えて金錢の融通を図ることにした。すなわち、「十祢宜」機構に属する「仲間」として金十八両を任職希望者に無利息で貸し付け、三十両だけは本人の才覚で用意させ、合わせて四十八両で「右ニ而初年任料拾三石五斗并御礼物所錄物加級御礼道中往来御用在京雜用衣類裝束調物司符料神宮奉行料拝賀御用宿館費立具類迄勝手ニ相極可申候」とする。初年度に納入する十三石五斗は金納で十三両二分程度のはずだが、経費は任料だけに留まらない。三十五両余りは前述の「礼物」や京都へ上の道中費用、衣類装束を調べ、宿館の装具を改めるなどの費用に宛てられた訳であ

る。翌年からの五年賦分を合算すれば、総額でほぼ百両に近い額が、

「十祢宜」となるために必要な経費であった。

なお、この年の九月に内宮一祢宜（長官）に就いた経高の記録によれば、過去に寛永一〇（一六三三）年の経盛の任料については水戸中納言（水戸頼房）が、同十四年の氏勝の分は春日局が賄つたと伝える。伊勢信仰を通して権門勢家からの寄附に頼ることもあつたようだ。

無利息で貸し付ける「十祢宜」機構では、回収方法を担保していた。

「十祢宜」に任じられると、それに伴い直轄領からの年貢の配分が入つて来る。度会郡にある瀧原宮門前の野後村は紀州藩と神宮との相給村落だが、文禄検地で元の社領の四百五十石は内宮領とされていた。物成（年貢高）は百五十石で、それが瀧原宮に三十石のほか、内宮の一祢宜（長官）に三十石、二祢宜以下の九人の神主中に九十石、つまり一人十石ずつが配分されたのである。この年に奏請する神主に対しても、貸し付け分の一部返却として当年の「野後納所金」全部を、翌年分は銀三百十五匁（米五石分に相当）を「十祢宜」へ引き取ることとした。祢宜職に伴い得られる年貢高を担保とした訳である。任料納付の年限が済んだ後は、仲間から融通した借金が返済されるまでは「野後納所金」から毎年一両ずつを引き取ることも規定された。

これらの返済方法を書き上げたなかに、「職田者今丑納所を始已後年々とも基本金受納可申事」とする規定がある。「十祢宜」になると伴う収入は野後村からの年貢だけではなく、むしろ神宮直轄領では「両宮領」として三千四百石を有する多気郡の斎宮村以下五か村の方々が規模が大きかつた。ここからの年貢は祭主や慶光院などへ納められる分もあるが、「十祢宜」らには「職田」という形で納入されたの

である。

「十祢宜」になれば、これら直轄領からの年貢収入が終生確保された。これが元禄年間に守相と経晃の二人の神主が、空きポストを巡り争つた背景であつただろう。だが、その職に就くべく朝廷機構に奏請するには百両近い金錢が必要であり、長期的にはともかく短期的に割が合わない、ないしは用意が難しいと判断された時に、欠員が生じることになったのである。

さて内宮ではこの時、任料を年賦払いとし、経費の一部を無利息で貸し付けることで、何とか三人の欠員を埋めることができた。一月二三日付で経陰、守訓、経綸の三人が、八〇十祢宜として名前を連ねている。だが、それから二十数年を経た文化二（一八〇五）年には、またもや欠員が生じる事態となり、「可申望人跡も近年困窮相続候間、任料并新任用脚等難致合期」と、その要因も変わらなかつた。天明年間に試みられた任料の融通制度が機能しなくなつたのか、それ以上に「困窮」が進んだのかは定かではない。幕末期には更に欠員が常態化したようで、特に安政年間以降は二、三名の欠員が続いている。文久二（一八六二）年閏八月にはついに「十祢宜」は六人になつてしまい、内宮祢宜近來無人、可願人無御座」という状況のため、長官機構では十祢宜になりうる権祢宜たちに働き掛けを強めたようだ。

#### 4、「有職」神主の任免

任料を負担して朝廷に奏請し職を得、その職に応じた収入を得るの

は、「十祢宜」に限定されない。安政二（一八五五）年正月、内宮奥宮年寄の林一膳大夫という神主から宮奉行会所へ願書が提出される。彼は前年九月に「心得方不宜」との理由で「差控」を命じられていたが、日数も経ち、日柄も良いからとして処分の解除を求めた。

#### 御願奉申上口上

去寅九月中私心得違之儀申上候ニ付 御宮差控被為 仰付、奉恐入候、右ニ付私儀外ニ渡世等茂無御座候處、日々難渋仕候間、何卒御憐愍之思召御執合を以差控御赦免被為成下候ハ、難有奉存候、依而此段乍恐御願奉申上候、以上

安政二乙卯年正月七日 林一郎大夫

#### 御宮奉行御会所様

「私儀外ニ渡世等茂無御座候處、日々難渋仕候間」と述べているところに注目したい。宮奉行会所が管轄する宮人たちは、もちろん神主という宗教者の属性を持つものの、ここでの務めを「渡世」＝職とすることことで、日々の糧を得ていたのである。

では、そうした職はどのように得られるのだろうか。嘉永六（一八五三）年一月、次のような願書が内宮長官機構に提出されている。

#### 奉願口上

当宮内人職之内未補有之由承及候、拙者儀上野出雲重識之養子ニ而、生國者京都町奉行浅野中務少輔殿組与力本多順之助伴ニ御座候得共、不苦儀ニ御座候ハ、神忠奉存何卒何れ之内人職ニ而も被仰付被下候ハ、難有可奉存候、以上

#### 權任中江申触之覺

嘉永六癸丑年正月卅日 二十歳 上野駿河重宗印  
内宮政所大夫殿

宮奉行や内人、代官らを形式上任命するのは朝廷の権限だが、その選任は長官が行っていた（5）。内宮内人職に欠員があることを聞き付けて「神忠」を掲げ、どのような職でも良いから採つてくれ、と壳り込みを図っているのである。祢宜に準じる權祢宜職も一般的の御師らと同様に伊勢出生することが原則であり、京都町奉行所の与力の伴として生まれ、伊勢へ養子に来た者は、本来ならば神主たること自体が認められないはずだが、最終的に彼は四月に荒祭宮内人職に就いている（6）。伊勢出生原則すら必ずしも絶対的なものではなく、職に就くには長官機構などとの縁と働き掛けに拠る部分が大きかった。

#### 二、神宮神主の勤務評定－「参否帳」の世界－

##### 1、「自己点検」段階

神宮の神主である以上、山田奉行に説教じみた言い方をされども神道儀礼に参加するのは当然のことであろう。伊勢神宮では年間を通して多くの神事が執行され、また神宮警備などの仕事もあつたが、それらへの神主の出勤状況を書き記した「参否帳」という帳面がある。明和八（一七七一）年一二月二七日に内宮長官機構から權任中へ出された触達しを見てみよう。

番所江名前書記し、御申届可有之事

一、三祭礼以下之参拝并自身之参否各帳面ニ被記置、從正月到六

月一冊、七月上旬ニ長官家江御差出可有之候、從七月到十二月

一冊翌年正月上旬長官江御差出可有之候、但不參之節病氣故

障理其訳可被書載、右を以於官家相調、年中兩度ニ京都江可及

注進之事

一、惣而不參之事病氣故障雜穢并父母大病等ニテ參勤難相成程之儀者承届置其旨調進可致候、自由之不參有之間數事

翌二八日には、次のような廻文も出された。

一、権官中江廻文

年中神事番直參否帳、向後可有御覽候間、年中兩度ニ致注進候様祭主殿被仰出候、仍而別紙之通申触候間、無間違様御心得可被成候、以上

十二月廿八日 内宮政所大夫

権官衆中

「參否帳」の作成自体は、少なくとも一八世紀前半期には見られ、この時に始まつたものではない。だが、一二月二八日の廻文にあるよう、この時に祭主の意向により、以後は年に二度この參否帳を京都へ提出することが求められており、參否帳のあり方も改編されたようである。これが祭主個人の判断に因るものか、何らかの朝廷機構の動きなのかは分からぬ。

これと関わって、三祭礼以下の神事や番直に出た神主は、いわば出席票の如く、本宮番所で名前を記すことになった。従来は、神宮側には出欠を記録する制度はなかつたのであろう。「參否帳」は基本的に

神主個人がそれぞれ作成し、三祭礼以下の神事について半年ごとの自己の出欠状況を冊子に仕立てるものである。長官機構でそれらを集約して、京都の祭主のもとへ届けることとなつた訳である。

病氣や服忌、雜穢、父母の大病などの場合には欠席が容認されるが、

不参加の理由を詳しく書き記すことが求められる。參否帳の提出を義務付けられた者は神宮神主全員ではなく、朝廷から叙爵を受けた者だ

と思われるが（別の史料では「六位以上之神役人」と規定されている）、安永四（一七七五）年上半期（一月から六月までの分を八月に提出）の例では「祢宜」十名（「十神主」）、「重代権官」十八名、「地下権官」三十九名と、人数は不明だが「諸内人物忌」が対象となつてゐる。内

宮では計七、八十名の人数となる（7）。当該期間の全てに病氣等で不参の場合、參否帳に代えて小折紙でその旨を断ることが義務付けられたが、安永四年上半期では祢宜で三通、重代権官と地下権官で各二通が出されている。

だが神主によつてはこの參否帳をなかなか提出しない者が居り、長官機構から督促した記事も見られる。安永五（一七七六）年一月に林主水、林勘解由の二人は、この間に家内で病人が出て取り込んで居たため神事には不参加だつたとするが、參否帳には「所勞」とのみ記して提出した。その時々の病名を記すように求められるものの、失念したとして押し通そうとする。一月一四日に出された内宮政所大夫の督促によれば、二人からは「是迄之通ニ而済候様御申越候得共」、長官機構では「病氣之子細書記差上候様祭主殿被仰出候ニ付、其趣を以申入候事」としてゐる。従来は不参の理由として病氣とのみ記せば良かつたものを、明和八年に祭主から病氣の詳細を記載するよう求め

られるようになったのである。内宮の政所大夫は、明日までに間に合わなければその旨を京都の祭主に報せると通告するが、結局二人からは一六日に「病様」が書き記された参否帳が提出され、事なきを得た。この前後には、他に二見若狭、中西雅楽、そして後述する坂藤馬も、同様の督促を受けている。

神宮に奉仕する神主である以上、その神事に自主的に参加することは至極当たり前のことであり、病氣や穢れなどの事情により欠席したとしても、それはやむを得ぬ例外的なことだと、普通は考えられよう。それを、わざわざ参否帳という形で神主個々の参加状況を申告させ、取りまとめ朝廷機構へ提出しており、かつ祭主は欠席の理由を單に病氣とするのを許さず、病氣の詳細を記すべし、としているのである。加えて、この参否帳の作成を拒んだ神主が居たらしく、また前述の林主水と林勘解由の二人などは、状況から見て本当に病氣であったのかは疑わしい。これらのこととは、伊勢神宮神主の世界のどのような事情に基づくものであったのだろうか。

## 2、山田奉行による「外部評価」と神主の不勤

神主の勤務評定について、寛政五（一七九三）年に今度は幕府側から新たな圧力が及んだ。寛政改革政策の一環として、山田奉行から長期不勤の神主の調査と報告が求められたのである。行政的な統治はともかく、神官の神事を司るのが最終的には朝廷機構（祭主）であることに鑑みれば、「神主の神事への出勤状況を朝廷機構が把握すること」とは、

組織内部での把握・統制と位置付けられよう。だが、この時から幕府の遠国奉行による、いわば「外部評価」が始まつたのである。一二月一六日、山田奉行から神宮に対し、次のような指示が下された。  
十ヶ年以來神事等不參致し候神主其外神役之者、姓名書出し可申出事

但、不參之節者何之障ニ而不罷出候段、書出し可申事  
神事に不參の神主の書き上げが命じられているのであるが、返答から見ればこの「不參」とは、一度二度の欠席などではなく、半年を単位に全く出勤がなかつたことを指している。一二月二九日に内宮長官神主中として山田奉行所に対し、過去十年間の半年毎に、その間の神事に「皆不參」であった神主の名とその理由を書き上げた報告書が提出された。もちろんこれは、毎年京都の祭主の元へ届けられる参否帳の控を元に作成されたものである。

半年間一度も神事に参加しないなどという神主が、一体どれほど居たのであるのか。最初の期間の天明四（一七八四）年正月から六月までの間には、「頭瘡眩暈」を理由とする二祢宜と「温疫後眩暈」とする五祢宜を始め、単に「病身」とする者も含めて重代權官で十一名、地下權任十八名、内人七名、計三十八名もの神主の名が列挙されている。以後、寛政五（一七九三）年の前半期に至るまで、半年ごと十九の期間について同様の書上が残されているのだが（別表参照）、半年間の「皆不參」が三十八名というのは決して例外的な数値ではなく、常に三〇～四〇名の者が該当し、ほぼ平均値に近い。寛政三年後半期のように、五十五名に上ることもあつた。調査対象となつた神主の人数は確定できないが、恐らくは半数ほどを占めるのではなかろうか。

個々の神主別に見ると、更に驚くべき事実が判明する。半年どころか調査が行われた九年半の期間の全て「皆不参」の者が四名存在し（うち一名は二祢宜）、七割以上の時期が「皆不参」の者も、三〇名に及ぶのである。

「皆不参」の理由としては、病気のほか服忌、幼年・老年、他行が挙げられ、病気の内容では眩暈、足病、痔疾、痰、腫物などがある。

足の病や目眩、幼年・老年などにより儀式を適切に務められないことと、血や膿、服忌を伴うなど触穢の観点から神事に支障が生じる場合に分けられようか。なお、安永年間の祭主からの指示にも関わらず単に「病身」としている者も居り、また大半の期間が「皆不参」でもその理由が病気、腫れ物、他行、忌服など時により様々に変わっている者も見られる。「他行」には病氣療養の湯治が挙げられるが、それだけではなかつたようだ。もう一点、地下權任で全期間「皆不参」で、その理由も「子細不申出」としている坂藤馬という神主の存在にも注目しておきたい。

さて、改めて確認するが、半年のうち一度でも神事に出れば、「皆不参」にはならない。神事についての神主たちの出勤状況が、相当に低かつたことを思わせる。では神主が普段求められる勤務とは、どの程度の日数なのであろうか。文政一〇（一八二七）年から同一三年に掛けての「外宮補宜參否調帳」（8）によれば、外宮の正祢宜（「十祢宜」）で年間七〇数回の出勤日数であり、御饌番を合わせれば二〇〇日前後に及んだ可能性もある。「參否帳次第記」という史料（9）では、正祢宜は月に三日から六日ほどの番直と年間で十九日の勤め、合せて七十五日の「勤務」であった。明治維新後の史料であるが、明

### 3、不勤神主の「蕭正」

治四（一八七一）年の月讀宮内人物忌の「參否帳」（10）では、年間で三十六日～三十八日の神事日数となつていて。神主の階層によつても、務めるべき神事日は大きく異なつてはいた。

前節の山田奉行による調査で十年近く「皆不参」であつた神主について、個別に二人の事例を取り上げよう。まずここでは、神宮神主の中枢たる「十祢宜」の一人、当時はナンバー二の地位にあつた二祢宜の藤波氏倫について見る。彼は宝曆七（一七五七）年五月に十祢宜に列し、寛政五（一七九三）年段階で五十一歳であつた。天明元（一七八一）年に二祢宜に昇進しているが、遅くとも天明四年からは先に見た如く「頭瘡眩暈」のため、全く神事に関わらない日々を送つていた。寛政五年の末に行われた山田奉行の調査は、単なる状況把握を目的としたものではなかつただろう。それを察したのか、長官側が十年間の勤務状況を山田奉行に報告する前に、氏倫は京都の祭主に対して、祢宜職辞退の願書を送付した。次の史料は、祭主側から送られた返答書の記録である。

（寛政六年正月一日）

一、同日京都祭主殿々之書状松木三神主々相達、如左  
御札致拝見候、然者二補宜殿依病氣補宜職辭退之義被相願候ニ  
付親類中願書之写被指出候、右者從先達而被及御聞候得共、御  
憐愍之御沙汰を以保養中其但ニ被指置候義ニ候間、從當方被仰





付候迄任職可有之様思召候、右之趣申入候様祭主殿被仰付如此

御座候、恐惶謹言

追申、二補宜殿願書写御預申置候、以上

十二月廿五日

桑田淡路判  
水口駿河判

内宮一三位殿

同補宜御中

二祢宜氏倫が病氣を理由に長く神事を務めていない状況は、半年毎の参否帳の提出により、当然祭主側も把握していた。だが「憐愍之御沙汰」でその任にあるまま保養が命じられていたと言う。しかしこ時は、祭主のみの判断では済まされなかつた。一月一五日、定例で山田奉行所へ出頭した内宮長官名代の中川大炊之助は、氏倫の祢宜職辞職と、それを認める下知状が祭主から届いたことを報告している。

これは二つの点で異例のことであつた。まず、神主の任免、叙爵等の人事はあくまで朝廷機構の管轄であり、山田奉行所に報告するべき筋合いでない。明らかに前年末に勤務状況の調査が命じられ、神宮の中樞を担う神主でありながら長期の不勤が奉行所に知られる状況となつたからで、いわば無言の圧力に因るものであつたろう。

次に、「十祢宜」は先に見たように原則として終身の任であり、病氣を理由にしての退職は極めて例外的なことであつた。延享五（一七八八）年に外宮四祢宜常珍が、文化九（一八一二）年には内宮五祢宜経誼が、「乱心」「狂氣」を理由に神宮一同あるいは親類中で解任を出願し、認められたケースはある。だが、通常の病氣で本人が在任を望めば、基本的にどれほど「休職」しようが、退任を求められることは

なかつた（11）。

「内宮祢宜年表」には、氏倫が病氣を理由に辞職したことを記した後、「但座列着十座之末」と注記している。「十祢宜」は死ぬまで「十祢宜」なのであり、辞めた後の扱いに困つた末の措置として、「十祢宜」に準じる格式としたものと思われる。内宮長官の公務日誌には、この時に「氏倫御辞職ニ付自今之心得」を取りきめ、席順は十祢宜の次とするものの、「諸事之格合當職同様たるべき事」とし、また「平常之義者其品ニ寄位階之座次を以会釈可然事」と定めている。事実、氏倫は二祢宜職は辞したもの、位階を返上してはいらない。つまり神宮中としては、本意ならず「十祢宜」辞任を認めることがなつたが、神宮世界内での格式は従来通りとしているのである。

#### 4、坂藤馬の神主人生

先に少し触れたが、寛政年間の調査で約十年の間「皆不參」の上、その理由を「子細不申出」として明示しない坂藤馬（東馬）という地下神主が居た。彼は安永二（一七七三）年一月に、病氣で神事を務められないことを理由に「叙爵解任」の出願を長官機構にしているのだが、親類と相談の上で申請するようとの指示を受ける。次の史料は、その後閏三月一四日に坂藤馬が再度内宮長官機構に提出した口上書である。

一、同日坂藤馬ら使者ニ而申來ル  
口上

拙者儀病身ニ付解任御願先達而六神主殿江御頼得御意候所、拙者親類江対談之上ニ而可取次候由御申被成候へ共、拙者親類何れ茂此節故障有之、依之御対談可及延引候、然ル處右病身之拙者ニ御座候得者、諸神事御参宮等一円得相務不申候、此段御断申上候、尤參不參有之候ハゝ、其時々御断可申候へ共、常不參ニ候へ者此節一所ニ御断申上候、尤月々参詣之参否帳茂右之趣常不參ニ候間、帳面上候事御用捨可被下候、右為御断如此御座候、以上

閏三月

坂藤馬

内宮政所大夫殿

病氣を理由に今後も神事や参宮は勤められないこと、また参否帳についても参加・不参加の区分があればともかく「常不参」であるからとして、今後の提出自体を拒んでいるのである。こうしたやりとりは少なくとも数年間続いたらしい。三年後の安永五年正月一二日、参否帳を急ぎ提出するよう求めてきた内宮長官機構の使者に対して、坂藤馬は切り紙に次のように書いて渡した。

手前方無人ニ御座候ニ付、得人進上不申候、人出来候ハゝ進上可申候、其上とかく手前ハ一生参宮不仕候、左様思召可被下候、已上

十二日 坂藤馬

内宮参否御役人中

神宮神主という立場を考えると唖然とする内容であるが、もう一生の間参宮はしないのでそういう心得よ、という書付である。だがこれほどに不勤が続き、しかも自ら解任を求め、傲岸不遜な対応を取る坂藤馬

を、神宮長官機構は容易に首を切ることができない。翌年正月の参否帳の取りまとめ時に、内宮一称宜（長官）は祭主に宛てて次のように書付を認めた。

当宮權任坂藤馬氏明事、病身ニ而一向ニ神事参勤不仕候間、向後参否帳差上候義御断申上候様去申年正月申出候得共、同列之輩病身ニ而年中神事難相勤茂年々不参之書付差上候事故、子細申聞候得共食着不仕、其以来参否之書付差出不申候、仍此段申上置候、以上

正月 内宮一禰宜

長官機構でも坂藤馬を持て余しているが、だが彼を解任させたならば、同様に病身を理由として神事不参が続く者たちにも影響が及ぶ。さて、祭主側の返答は七か月後の八月二二日に寄せられた。

致啓上候、残暑強候得共弥御堅固被成御神務珍重存候、然者当春一禰宜殿々被相伺候坂藤馬義、参否帳不差出候段御承知被成候、右者被仰付可然哉、神宮之所存も有之候ハゝ内々承置候様被仰付候、貴様御存寄拙者迄被示聞候様致度候、仍而如此御座候、已上

八月六日 水口駿河判

中川四禰宜様

神宮長官機構だけではなく祭主も及び腰であり、神宮（長官機構）の意向を問うのみである。この返事は確認できないが、その後の経緯を見れば確たる処分を下すことなく、うやむやのままに済ませたようだ。というのも、それから三十年も経つた文化五（一八〇八）年に、坂藤馬問題が再燃しているのである。この時にも過去三か年の諸神事に一切出席しなかつた神主について、その理由を子細に書き上げさせ

た文書十九通が祭主に提出されたが、同時に坂藤馬の措置に関する神宮から伺いを立てたらしい。正月一二日に祭主側の返答が寄せられた。

一、坂藤馬儀、数年来不参勤、其上被仰渡候趣一向取敢不申段、甚以不埒、殊更老年与申不敬之至と思召候間、今一応被取調、同様不法之行状ニ候へ者、外々之響ニ相成候間、解任被申渡候様祭主殿被仰付候、依而御報如此御座候、恐惶謹言

正月十二日 水口駿河判

青木備前判

内宮一二位殿

坂藤馬の不参は「数年来」などというものではなく、少なくとも三十年以上に及ぶのだが、この時点でも再度取り調べた上で同様の行状であれば、他への影響に鑑み解任するしかない、というのが祭主の判断であった。

叙爵を得た神主が解任の出願をする場合には、それまでに受け取っている口宣案や補任状等を全て返却する必要があった。それらを書き上げた目録によると、彼は職の面ではまず寛保元（一七四一）年に権宜に補任され、ほぼ同時に司奉行・宮奉行の職に就いている。位階については寛保二（一七四二）年に従五位下となり、同四年正月に従五位上、延享四（一七四七）年九月に正五位下、宝曆一三（一七六三）年一一月に従四位下、明和三（一七六六）年正月に従四位上、明和三（一七六六）年正月に正四位下と昇進している。十五歳で職に就いたのだとしたら、文化五（一八〇八）年段階で八〇歳を超えていたことになる。安永年間には参宮も出来ないほどの病状を訴えていたものの、その後も長生きをしたようだ。彼は「皆不参」が続いても位階は上昇

し、また奉行の位置に留まり、それに伴う報酬も得ていたはずである。この状態でも数十年放置されるほどに、神主の職は解きにくいものであつた。病気を理由とする怠職も、それに起因するであろう。

さて、職務怠慢者の調査は、幕末期には精勤者の褒賞を伴うようになつていく。安政六（一八五九）年には前年の諸神事に皆勤であった岩井田左馬と蘭田出雲に扇子二本、精勤の佐八三称宜には褒詞が出された。その後、元治元（一八六四）年にも精勤者への褒詞が出される

が、同時に前年中に一度も参勤がなかつた権宜十一名の名前が書き上げられ、叱責が加えられている。驚くことにその十一名のうち一人は「坂藤馬」とある。もちろん先に見た者がここまで生き続けたはずもなく、同名を名乗つた息子か一族の者であろう。

この褒賞・譴責制度により、幕末期には神主の勤務成績が劇的に向上する。幕末期に一年間不勤の神主は、元治元年の十一名から慶応元（一八六五）年には五名に減少し、その翌年には三名となつている。十八世紀頃には半年ごとで常に数十人の神主が病気を理由に「皆不参」としていたのだが、いかに実態と乖離した虚偽の申告であつたかを窺わせる。

おわりに

確かに病気や服忌などでやむを得ず神事に参加できないことはあるだろうが、それでも江戸時代中に不勤の神主が多すぎる。また、

正当な理由ならば祭主や山田奉行が取り立てて問題にすることもなかつたはずである。長期間不勤でその理由が区々に変わっている者にしても、虚偽の疑いが濃い。では、神主でありながら神事に参加しない者たちは、いったい何をしていたのであろうか。

寛政期の調査でも、「旅行」「他行」を不参の理由にする者が少なからず居た。もちろん湯治療養もあったのだが、御師としてのなりわいに関わる要因が大きかったと思われる。元治元（一八六四）年に、一年間一度も参勤がなかつた十一名の権祿宣について祭主から叱責がなされたが、そのうちの一人、中川玄蕃について神宮は「近年参勤等怠ケ度も不仕、別而一两年以前も檀中江罷越居申候事」とし、解任の伺いをしている。七月二八日に中川玄蕃から詫状が提出され、恐らくは事なきを得たのだが、「皆不参」の理由は檀家廻りであったのである。なお、旅行による不在（不勤）で解任される動きのあつたことが、神主たちの勤務状況の改善につながつた面もあつたであろう。

地下神主にとつてはとりわけ、神宮神主としての神事勤めよりも、御師として諸国の檀家廻りをすることの方が優先される事項であつた。だがそれは、神宮自体の権威の維持・向上のためには、あつてはならないことであつた。一八世紀半ば以降の祭主や山田奉行の圧力は、遊興にうつつを抜かす素行不良の神主を統制するためだけではなかつたのである。

文久三（一八六三）年以降、朝廷は神宮改革を推進し、そのなかで勤務状況の悪い神主への統制も強化された。その延長として明治四（一八七一）年七月に新政府は御師制度を廃止するに至る。近代天皇制國家の下で神道を民心統合の核とすることを目指した新政府にとつて、

この措置はある意味で当然のことであつた。神宮を通さず諸国の住民と直接に師檀関係を結び、それを経済的基盤として、一方で神宮の神事を蔑ろにする御師の存続が許されようはずがない。しかもこの改革は、御師の実態を熟知した元権祿宣の浦田長民によつて、主導されたのである。

御師は以後、神宮の神主を名乗ることや御祓の配賦、神樂の奏上も停止された。これにより、御師と道者との結び付きに根差した江戸時代の参宮文化は、大きな変容を迫られた。宇治・山田の町は火が消えたように静まりかえつた、とも伝えられる（実際には、少なからぬ御師は旅籠屋へと転身し、参宮客とのつながりは大正期まで続く）。

以上、本稿では「十祿宣」を中心に神宮神主の人事制度について検討してきたが、「神宮附属」と区分される「地下」の神主については、十分な分析を及ぼせてはいらない。原則として伊勢出生であること条件に、金銭や相続により檀那場を入手すれば、御師たり得た。三方会合・宇治会合は師檀帳によつて御師の檀那場を把握していた筈であるが、その移動に、すなわち御師たることの身分についてどれほど統制を加えられていたのかは分からぬ。また三方会合家、宇治年寄家の神主は、朱印状を与えられた立場として山田奉行所から進退を統制されてきたが、これがどの範囲の神主にまで及ぶのか、あるいは三方会合家・宇治年寄家の者が叙爵を受けた場合、朝廷・幕府との間でいかなる位置付けになつたのか。これらの点については今後の課題といふ。

## 〔注〕

(1) 「神宮編年記」(神宮文庫蔵)。両宮の長官機構で作成されるが、

ここでは内宮長官側の記録を用いる。以下、特に断らない史料の出典は「神宮編年記」である。

(2) 『徳川禁令考』前集第五、所収。「諸宗寺院法度」と共に発令。その第一条には「諸社櫛宜神主等、専学神祇道、所其敬之神躰弥可存知之、有来神事祭礼可勤之、向後於令怠慢者、可取放神職事」とあり、まさに神祇道を学び神体を崇敬し、神事祭礼を務めるべき」とが命じられている。

(3) 『四郷村誌』8(三重県史編さん班所蔵複写版)。

(4) 『二宮櫛宜年表』(『神宮典略』別冊、神宮司庁、一九三四年)。

以下、「十祢宜」の就任状況は同史料による。

(5) 文政一三(一八三〇)年に作成された「内宮由緒覚」(『三重県史』資料編近世2、一二〇〇三年に所収)には長官機構に属する神主についての説明が詳しいが、例えは宮奉行について「宮奉行と申者ハ代々之長官心次第に申付候」などとある。

(6) 養父の上野重識は瀧祭宮内人を勤めていた。上野駿河重宗は、上野家とは「縁類之者ニ而当地出生同前」という理屈で、一代權祢宜となり荒祭宮内人職に就くことを願い出、祭主もこれを認めて、補任状が出されている。

(7) 前掲文化一三年の「内宮由緒覚」では、「地下叙爵」の者は凡そ六十余人とされている。

(8) 神宮文庫蔵。

(9) 神宮文庫蔵。

(10) 神宮文庫蔵。参考帳の実資料としては現存する唯一のものであると思われる。

(11) 文政二(一八一九)年九月に、榎倉勘解由という神主は、一年以上の長期の旅で不在となつていてることを咎められ、祭主から尋問がなされた。榎倉は湯治療養との理由を申立てるが、その翌月には「乱心」を理由に解任手続きが取られるに至っている。いささか稀な事例ではあるが、当時通常の病気では支障があるため、解任するために「乱心」という理由が持ち出されたことを思わせる。

(つかもと あきら 三重大学人文学部)